



複製厳禁

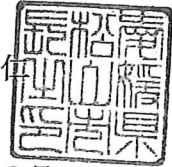
許可番号 8960049474

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市問屋町10番7号
氏名 株式会社 金城滋商事
代表取締役 金城 滋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けたものであることを証する

松山市長 野 志 克 印



許可の年月日

平成28年 5月23日

許可の有効年月日

平成33年 4月12日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行なうかどうかを明らかにすること。）

（事業の区分）

収集・運搬（積替え及び保管行為を含む。）

（特別管理産業廃棄物の種類）

廃油（揮発油類、灯油類若しくは軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なもの又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、砒素若しくはその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なもの又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、砒素若しくはその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なもの又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものに限る。）

汚泥（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、砒素若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なもの又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものに限る。）

ばいじん（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、砒素若しくはその化合物、六価クロム化合物、セレン若しくはその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なもの又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものに限る。）

燃え殻（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なもの又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものに限る。）

（裏面に続く）

複製禁止

銻さい（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なもの又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものに限る。）

廃石綿等
感染性産業廃棄物
廃PCB等
PCB汚染物
PCB処理物
以上12種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

（所在地）松山市南吉田町2270番地

（高さ）3m

（種類）	廃油	（面積：7.26㎡）	（保管上限：7.26㎡）
	廃酸	（面積：1.21㎡）	（保管上限：1.21㎡）
	廃アルカリ	（面積：0.20㎡）	（保管上限：0.20㎡）
	汚泥	（面積：0.20㎡）	（保管上限：0.20㎡）
	ばいじん	（面積：0.20㎡）	（保管上限：0.20㎡）
	燃え殻	（面積：0.20㎡）	（保管上限：0.20㎡）
	銻さい	（面積：0.20㎡）	（保管上限：0.20㎡）
	廃石綿等	（面積：0.20㎡）	（保管上限：0.20㎡）

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○ 当初許可	平成13年	4月13日
○ 更新許可	平成18年	4月13日
○ 変更届出（積替え保管場所の限定及び保管上限の変更）	平成23年	4月11日
○ 更新許可	平成23年	8月9日
○ 変更届出（積替え保管場所の変更）	平成25年	5月27日
○ 変更届出（積替え保管容量の変更）	平成28年	3月31日
○ 更新許可	平成28年	5月23日
○ 住所変更（旧：松山市南吉田町2222番地1）	平成30年	4月1日

5. 積替え許可の有無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無